

聖籠町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月13日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第12号

聖籠町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例

聖籠町長寿祝金支給条例（平成7年聖籠町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、介護保険法及び老人福祉法に基づく施設の入所者は、対象としない。

第3条第2号中「95歳以上99歳までの者70,000円」を「95歳以上の者50,000円に」改め、同条第3号を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。